

著作権法第 35 条の改正は LMS 利用に何をもたらしたか

隅谷 孝洋^{1,a)}

概要：2020 年 4 月に施行された改正著作権法第 35 条により，他者著作物の LMS や授業収録システムでの公衆送信が一定の条件のもと著作権者に無断で行えるようになった。一方，第 35 条を根拠として LMS などに掲載されたものは，授業期間完了後にアクセス不可とすることが求められている。著作権法第 35 条の改正により，LMS の利用範囲が拡大すると同時に，ある意味新たな制限が加わったことになる。本稿ではこの状況を振り返り，教育 ICT 化を最大限に推進するために何が行えるかについて議論する。

キーワード：改正著作権法第 35 条, 著作権法第 32 条, LMS, moodle

What was Brought to the LMS by the Amendment to Article 35 of the Copyright Act

TAKAHIRO SUMIYA^{1,a)}

Abstract: Revised Article 35 of the Copyright Act, which went into effect in April 2020, allows public transmission of other people's works on LMSs and class recording systems without permission of the copyright holder under certain conditions. On the other hand, the materials, which was posted on LMS on the basis of Article 35, is required to be inaccessible after the completion of the class period. The revision of Article 35 of the Copyright Act has expanded the use of LMS, while at the same time it has added new restrictions on LMS. In this paper, we review this situation and discuss what can be done to maximize the promotion of ICT in education.

Keywords: Amendment to article 35 of the Copyright Act, Article 32 of Copyright Act, LMS, moodle

1. はじめに

2019 年 4 月 28 日改正著作権法第 35 条が施行された。大学での LMS (Learning Management System) 管理に関わる多くの人が待ち望んだ著作権法の改正だった。

本来であれば 2020 年 4 月に施行の予定だったが，この年の 2 月から世界を揺るがせた COVID-19 対策への 1 つとしてオンライン授業が大規模に実施される見込みとなり，その円滑な実施のため，前倒しで改正法が施行された [1]。

本稿では，この著作権法改正がなぜ必要だったのかを振り返り，そしてこれが LMS の利用方法をどういう風に変

えるか，ということについて考えたい。

2. 改正著作権法第 35 条

2.1 改正前夜

筆者の勤務する広島大学では，2001 年から LMS の全学に向けての運用を始めた。全学に向けてと言っても，運用しているところが全学共用の情報センターと言うだけであり，まだ多くの教員はその存在も知らないという状態からスタートした。Web やメールを活用したレポート提出システムや出席管理システムをそれまで手作りしていたわれわれにとって，LMS は極めて有用なシステムであり大学教育に資するものと考えられた。それゆえ，学内での普及活動に力を入れ，僅かずつしかし着実に利用実績をふやし，今回のコロナ禍の直前まではおよそ 2, 3 割の授業で LMS が利用されると言う状況になってきていた。

¹ 広島大学 情報メディア教育研究センター
〒739-8521 広島市鏡山 1-7-1
Information Media Center, Hiroshima University
1-7-1, Kagamiyama, Higashi-hiroshima 739-8521, JAPAN
^{a)} sumi@riise.hiroshima-u.ac.jp



図 1 LMS への教材アップロードへの注意を喚起する広報物

この過程で、LMS を利用する場合に、教材の中で使う資料の著作権について格別の配慮が必要であるということがわかってきた。2005 年ごろの話であると記憶しているが、元放送大学の尾崎士郎先生の著作権研修会があり、教室で普通に行われている他者著作物をコピーしたプリントの配布、これが LMS では著作権の侵害となる可能性があるということを知らされた。

教室での紙のプリントの配布と、LMS での電子ファイルの配布は、結果から見るとほとんど同じ行為に思えるが、著作権法 35 条で権利制限の対象となっているのは複製のみであり、公衆送信は含まれないということだった。LMS での配布が「公衆送信」に該当するというのもその時初めて知った。著作権法第 35 条並びに 38 条の規定があるため、こういった資料を紙に印刷して教室で配布したり、プロジェクト投影することは無許諾でできるが、LMS に掲載するには著作権者に許諾を得る、すなわち別途著作権処理が必要になるということがわかったのだ。

大学としては、コンプライアンスに沿った教育活動が必要であるので、われわれの大学でもこの内容に従った広報活動をしてきた。例えば図 2 は 2011 年に配布した当時のコンテンツ作成支援室と言う支援組織から全教員に配布されていたニュースレター*1 である。ここでは、LMS に掲載す

*1 <https://www.els.hiroshima-u.ac.jp/assets/files/nl/eLSNewsletter-05.pdf>

る場合は、著作権で保護されないもの、再配布にむけてのライセンスが宣言されているもの、そして著作権法第 32 条引用の適用があるもの、を除き、著作権処理が必要であるというふうに伝えていきます。その上、この著作権処理の代行をします、ということまでアナウンスしてきていた。

この状況は、教育の情報化を推進する上での障害になるということが、文部科学省や文化庁でも認識され、2015 年ごろから文化庁文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会でも改善策が検討されるようになった。2017 年には最終報告が出され、法改正を目指すべきとされた [2]。2018 年 5 月 18 日には改正 35 条を含む著作権法改正案が国会で可決され、同月 25 日に公布されたが、後述するように、補償金制度をふくむ法改正であったため、3 年以内の施行とされた。そして、2020 年 4 月 28 日、改正著作権法が施行になった。

これこそわれわれが、待ち望んでいた法改正だった。これで授業資料を LMS に掲載したり、スライドを使った授業の録画を動画配信サーバから配信することが、かなり自由にできるようになった。

可能になったのでだが、著者の勤務する広島大学では、やや困ったことも起きた。LMS への掲載期間の問題である。そしてこの問題に悩んでいる大学は、決して少なくないということがわかっていく。以下、改正著作権法 35 条の内容について振り返り、そしてこの問題点について、またそれをどのように解決しようとしているのかについて述べてみる。

2.2 改正著作権法第 35 条と、その運用指針

前節でも触れたように、改正著作権法第 35 条では、授業目的での利用に供する場合には、学生や教員が他者著作物の複製・公衆送信・公の伝達を著作権者の許諾なしにおこなってよいということになっている。旧著作権法第 35 条では、複製のみが権利制限の対象になっていた。

ここで言う権利制限とは、特定の状況下で著作権者の権利が及ばない場合がある、つまり権利が制限されるということの意味している。例えば著作権者は複製権を持っている。すなわち独占的に自分の著作物を複製する権利を持っている。なので著作権者以外は、その著作物を著作権者に無断で複製できないわけだ。ところが、個人で利用する程度のごく小規模な範囲であれば無断で複製をしても良い(著作権法第 30 条)など、特定の状況下では著作権者の複製権が及ばなくなる場合がある。これを権利制限と呼ぶ。この場合の権利制限の対象は、複製権ということになる。ただ制限されているのは複製権だけなので、その他の権利については有効なままとすることになる。つまり複製はできても、例えば公衆送信はできないといったことになる。

改正著作権法第 35 条で変わった点について図 2 にまとめた。授業目的での複製・公衆送信・公の伝達ができると

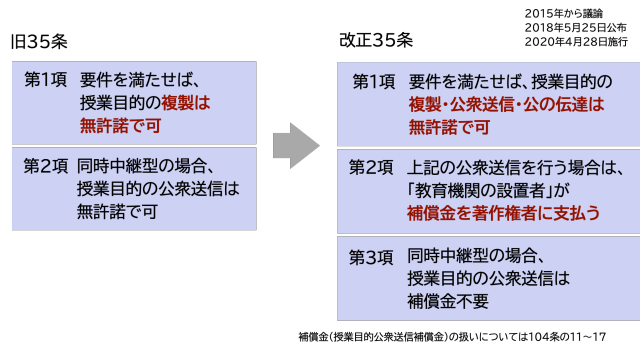


図2 改正著作権法の概要

言うことにくわえて、35条の2で授業目的の公衆送信をする場合は、その学校の設置者が権利者に補償金を支払わなければならないということが定められている。35条の3については改正前の35条の2(同時公衆送信の場合)がそのままスライドし、そして同時公衆送信では補償金は不要と定められた。

補償金については、全国で唯一の補償金管理団体を文化庁が指定し、教育機関の設置者はその団体にしか支払えず、その団体だけが権利者に対して分配を実施するということが、第104条の11から17に定められた。これは、文化庁文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で議論された内容に従い、この改正が権利者の利益への影響が小さくないということで、諸外国の例も参照して、補償金を支払うべしということになったものである。

法律の条文としては、このように制定され公布施行されているわけであるが、実際にその補償金管理団体を作る、そして補償金制度を運用していくことは、法律や行政機関の外での重要な問題になる。これについて円滑に運用していくためには、権利者と使用者(すなわち教育機関)との間の意見をすり合わせる場が必要であろうということで、両者が同数ずつ委員をだす「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」(以下「フォーラム」)が2018年11月27日に開始された[3]。また、指定管理団体となるべく「授業目的公衆送信補償金等管理協会」(以下 SARTRAS)が2019年1月22日に一般社団法人として発足し、2月15日に文化庁長官より指定管理団体としての指定をうけた。

この構造を図3に示した。注目すべきはこれまで存在しなかった、権利者そして利用者が一堂に介するフォーラムができたということである。そしてこのフォーラムが負う大きな役割とひとつが、著作権法第35条の利用ガイドラインを制定するということだった。

著作権法で授業目的の公衆送信オクケーとなったわけだが、法律の条文だけではうまく運用ができない。例えば授業の目的と言っても、授業はどこからどこまでの範囲であるか。大学で言えば単位が出る授業は確実に授業だろうけれども、研究室のゼミはどうか、自主ゼミはどうか、公開講座はどうなのか、FDはどうだろうという話になってく

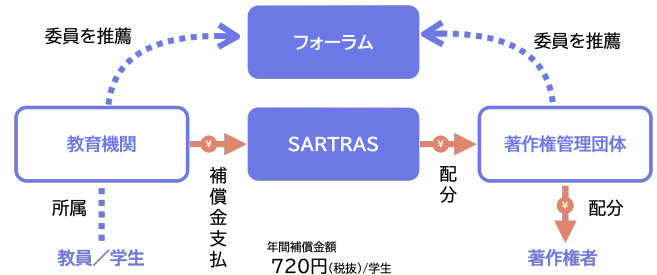


図3 教育著作権フォーラムと SARTRAS

る。そして35条の中でも、利用者にとって最も解釈が難しいのが、いわゆる「但し書き」という部分だ。35条の条文の中に、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」という記述があり、これってどういうことなのかと非常に解釈が難しい。

上記のようにいろいろな要件があり、補償金を支払えばもう全然大丈夫だろうと言うわけにはいかないわけだ。その要件を満たす範囲はどういうところなのかとが、ある程度具体的にわからないと現場での運用ができない。そのために、ガイドラインが作成された。

ガイドライン(=運用指針)は、<https://forum.sartras.or.jp/info/005/> で閲覧することができる。その内容は、35条の条文の中で使われているフレーズや語句についてその基本的な解釈の仕方と、そして適用されるべき例と適用されるべきでない例をいくつかあげていると言うような形になっている。これの重要なところは権利者と利用者(教育機関関係者)が意見を擦り合わせて作成したところである。法律ではないので法的な強制力や有効性はないが、これに沿っていれば権利者とのトラブルが最小限に抑えられるということが期待できる。

図4に、大学に関係の深いところを簡単にまとめている。ガイドラインの中に大学から見ると影響が大きいことが書いてあるところがある。例えばFDは授業とはみなされないということがはっきり書かれている。小中高の教員については各教育委員会が設置する教員教育センターがあり、その組織が行う教員研修は授業の扱いになる。しかし学生を教育するための機関である大学が行うFDは、一般企業の社員研修のようなものであるとみなされ、授業の中には入らないことになっている。

現場の教育者としては、このガイドラインに従いそしてガイドラインにはないグレーゾーンについては、それぞれが見識と良識に従い、自分で判断すると言うような運用をしていくべきであろう。

またLMS管理者としても、このガイドラインの内容を教員や学生に啓発していく活動が非常に重要になる。

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	LMSなどへの掲載／電子メール一括送信	(履修生以外にもアクセスできるもの)
授業	単位の出る授業／教員免許状更新講習／公開講座、規模の制限あり／履修証明プログラム ※予習、復習は「授業の過程」とする	大学説明会、オープンキャンパスでの模擬授業など／FD,SD／サークル活動／自主的なボランティア活動
教育を担任する／授業を受ける者	教授、講師など、名称、雇用形態は問わない／学生、科目等履修生など実際に学習するもの／事務職員など教育支援者、補助者	(支援業者に依頼するもの)
必要と認められる限度	例示なし ※必要性は授業担当者が判断、主観のみでなく客観的に説明できること	文献情報を示せば足りるような参考資料の複製・公衆送信
著作権者の利益を不当に害する場合 ※多くの記述があるので「運用指針」を参照のこと	(不当に害する可能性が低い例) 受信者の数は履修生の数まで／新聞の一つの記事／テレビ番組を投影しているところを録画して送信／一報の論文全部。ただし、発行後相当期間が経っているなどいくつかの条件あり	(不当に害する可能性が高い例) 放送から録画した映画や番組の全体／授業を履修する学生を超えての利用／試験対策問題集など学生購入を前提としたもの／小部分の複製を繰り返し、結果として大部分になるもの

括弧書きは、運用指針には直接の記載がないもの

図 4 改正著作権法第 35 条運用指針の大学関係部分の要約

3. 改正著作権法を運用する際の問題点

改正前後は、この制度の問題点として 2 点を考えていた。

1 点目として、補償金を支払う教育機関と支払わない教育機関が混在するのはまずいのではないかと言うことである。高等教育機関では、教員は教育機関の間を移動することが多い。ある大学では使っていた教材が別の大学では、補助金を支払っていなくて 35 条の適用を受けられず使えないと言うことがあっては非常に困ると考えていた。これについては、文部科学省が各教育機関に補償金相当の補助金を出すということになったので、特に問題は起こらなくなっている（はずである）。

次に、この大変グレーゾーンの多い複雑な法体系と制度を、どれぐらいの教員が、そしてどれぐらいの学生がきちんと理解をして運用をしていくことができるのかと言うことが問題である。これについては終わりはなく、常に教職員教育と学生への著作権教育を進めていかなければいけない。

そして、LMS 管理者として現在感じている問題を以下にあげる。

我々の大学では、LMS コースの削除といったものをあえ

て行っていない。積み上げ型の学部においては、以前習った事が LMS に行けば全部まとまっていると言うのは非常に便利なことであるし、2020 年以降オンライン授業においては授業録画が普通に行われるようになり、それらもあとで振り返れば大変有用な復習教材になるからである。

著作権法第 35 条が改正され、授業目的の公衆送信が便利に行えるということになると、これまでよりも非常に多くの資料が掲載されることが予想される。実際にされている。そうすると何が起こるかという、35 条の適用を受けた著作物は、基本的にはその授業期間だけしか公衆送信ができないということになり、極端に言えば授業が終わったときにはコースを畳んでしまえということになってしまう。これはコースを復習に使う、そして複数の授業を有機的に接続して教育プログラムを形成する、などというような観点からも、非常にもったいない。

もちろん大学の中では、年度が終わったらすべてのコースをクローズするという運用のところもあるわけだが、筆者が 2019 年ごろにいくつかの大学に対して調査をしたところ、大体 6 割位の大学でコースを削除しない運用をしていた。そしてコースその掲載がその授業期間だけに限られると言う事は、非常に影響が大きいという声が多く上がった。

ていた。

公衆送信の期間を授業期間だけに限ると言うことについては、運用指針にははっきりとは書かれているわけではない。しかし、補償金制度を補完するという触れ込みの基礎ライセンスの検討の場で、授業資料を継続して学生が卒業するまで LMS 上で閲覧できるようにするとことが、ライセンスの対象にとして検討されており、権利者の意識としては、事業期間が終了するもしくは年度末とともにその公衆送信を停止するべしとなっているようである。

他者の著作物を利用していない授業や、再利用可能なものしか使っていない授業、また板書をしかしていない授業もたくさんある。そういった授業の LMS コースまで、上記のような事情のおかげで授業終了時に一斉にクローズしなくてはならないとことになると、いわば巻き添えを食ってしまうことになる。35 上適用著作物を使っている場合でも、その授業の資料のすべてがそうではなく、それ以外のものについてもコースがクローズされれば全てアクセスができなくなってしまう。

このことは、教育の情報化を推進するための改正だったはずのものが、部分的とはいえ、却って LMS や授業アーカイブの活用というところに、水を差すかたちになってしまっているのではないかということが言える。

3.1 では、どうすれば良いのか

授業の中での他者著作物の利用については、大きく 2 つの目的があると考えている。1 つは練習の材料のため、1 つは説明の材料のためである。

3.1.1 32 条引用の活用

練習の材料として使う場合は 35 条の適用で、というのが確実になるだろうが、説明の材料とするための転載は、多くの場合 35 条だけでなく 32 条（引用での利用）の適用対象になる可能性がある。

著作権法 32 条の引用の権利制限については、図??に示す条件の下で、著作物は引用して利用することができるということになっている。「利用することができる」というのは、非常に強い権利制限であり、基本的にはすべての著作物の利用が可能になるものである。ただし著作者人格権の同一性保持権を守ると言う意味で、改変しての引用は一般には不可と言われている。これは 35 条が、教育段階に従って表現などをわかりやすく変更などの改変が許されていることと対称的なところである。

32 条が適用できることになれば、その著作物の公衆送信についてはもちろん、授業の範囲にとどまることなく使うことが可能である。もちろん授業が終わっても LMS でアクセス不可にする必要はないし、オープンな教育リソースとしてインターネットに対してアクセス制限なく公開も可能となる。

ですので、この問題に対する 1 つの解は、説明資料につ



図 5 moodle でコンテンツにタグ付けをする

いては基本的には引用の範囲内でしか他者著作物を使わないということが考えられる。

ただ、引用は非常に強い権利制限であるので、35 条と比べればその適用できる範囲は遥かに狭くなると考えられる。前述の改変ができない（翻訳はできる）こともそうだが、適用要件の「必然性がある」ということをどうかんがえるかということが非常にむずかしい。また、スライド全面が引用して利用している図になっているとして、授業で教員が説明している場合は適用要件の「主従関係」が成立する可能性があるが、その資料を単独で LMS に掲載した場合にもなお成立しているかは、議論の余地がある。否という立場の専門家も多い。

3.1.2 35 条適用コンテンツの選別

一方もう一つの形態の著作物の使い方である、練習の素材とするための公衆送信、例えば英字新聞の文章を読ませ英文解釈をするなど、そういうものについては、引用の対称にはほとんどの場合ならないと考えられる。なので、こういったものについては 35 条の適用コンテンツとなるので、授業が終わった際には削除するか、もしくは学生がアクセスできなくなるようにすることが必要になる。

この公開を停止するという作業を、それぞれの教員がしなければいけないと言うのは、結構な負担となるし、確実な処理はあまり期待できないと考える。1 つの解決策として以下のようなことをしてはどうだろうと提案をしたい。

これはオープンソースの LMS である moodle の機能に依存した案ではあるが、同様のことは他の LMS でも可能ではないかと考える。

Moodle にはコースを跨いで使えるタグが存在する。管理者が作成したタグを、すべてのコンテンツやファイル項目について適用することができる。例えば、「著作権法 35 条適用コンテンツ」といった名称のタグを作成し、教員には、コンテンツをアップロードする際に、35 条の適用と考えられるものがあれば、このタグを割り当てる作業をして

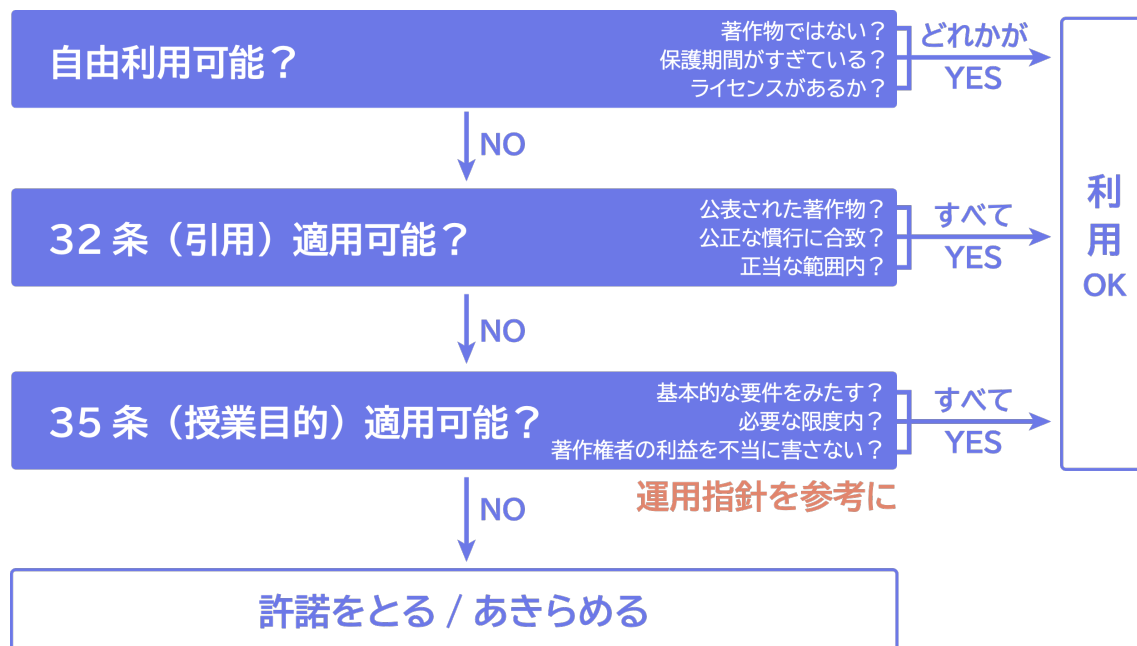


図 6 他者著作物を授業利用する際の注意ポイント

もらう(図5)。

年度末もしくは学期末になったら、管理者がこの「著作権法 35 条適用コンテンツ」のタグが付けられたものをまとめて利用不可に設定すればよい。

もちろん、練習用の教材だけでなく、説明資料であっても、35 条適用のものが含まれている場合には、このタグをつける。

この作業によって、教員が著作権法 35 条の存在を意識するという効果も期待できる。また、補償金の配分のために SARTRAS がサンプリング調査を行なうが、その対象になったところでは 1 ヶ月間の範囲でどのようなコンテンツを 35 条適用として公衆送信をおこなったかを報告する必要がある。その時に何を報告するかということも、常にこのタグをつける作業をしておけば、簡単に対応ができるようになるのではないだろうか。

4. おわりに

本稿では改正著作権法第 35 条について経緯と改正内容を振り返った。LMS 運用の観点からすると、期待していた改正が実現したことと、従来通りの LMS 運用が難しくなるという相反する思いがあった。

改正著作権法第 35 条の運用についての整理として、教材として利用させてもらう他者著作物を、訓練用の素材と説明用の素材という二つに大別した。35 条の要件を満たすのかの判断の前段階として、いずれの場合も、それらが著作権法で保護されるべき著作物であるか、保護期間内であるか、再利用のためのライセンスが宣言されているか、の判断が必要になる(図 6)。そして特に説明用の素材では引用の範囲で利用できないか、という点が重要である。

いずれにせよ、権利保護と権利制限のバランスをうまく保ちつつ、教員や学生が著作物の適正な利用をしていくためには、著作権や運用指針についての十分な知識が必要不可欠である。教育機関での著作権教育が今後ますます重要になるだろう。

参考文献

- [1] 望月俊男, 重田勝介, 村上正行, 隅谷孝洋: 教育の情報化に対応した著作権法の改正とオンライン教育普及に向けた課題, 教育システム情報学会誌, Vol. 37, No. 4, pp. 255–266 (2020).
- [2] 文化審議会著作権分科会: 平成 29 年 4 月文化審議会著作権分科会報告書, 入手先 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf> (参照 2022-02-15)
- [3] 竹内比呂也: 授業目的公衆送信補償金制度 – 概要と今後の課題 –, 電子情報通信学会誌, Vol. 104, No. 8, pp.893–897 (2021).